

# 大蔵工業株式会社 グリーン調達ガイドライン

(第3版)

2017年11月作成



## 目 次

1. はじめに
2. 当社のグリーン調達の方考え方
3. 適用内容
4. グリーン調達の調査協力へのお願い
5. 附則

添付資料 環境関連物質リスト

別表 1 ランク A：禁止物質（群）

別表 2 ランク B：管理物質（群）

改訂記録票

## 1. はじめに

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が深刻化しています。行政・産業界・生活者が一体となって、地球環境保全や循環型社会の構築に取り組むことが求められています。大蔵工業株式会社（以下、当社という）は、製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減を目指すグローバルなモノづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献したいと願っております。

製造メーカーである当社は、製品および製品をつくる生産活動を通じて、環境保全に取り組んでおり、その一環として「グリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。つきましては、主旨をご理解いただき、サプライヤー様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 2. 当社のグリーン調達の考え方

### 2-1 目的

環境負荷の少ない資材・一般購入物品の優先的調達を行い、環境保全に積極的な企業と共に、持続可能な社会の構築に貢献することを目的とします。

### 2-2 定義

- (1) 資材：製品の製造・販売のために使用される原材料・燃料・包装資材などの総称
- (2) 一般購入物品：製品の製造等に直接関連しない用紙・文房具・事務用機器などの総称

### 2-3 適用範囲

本ガイドラインは、当社におけるすべての資材、一般購入物品に適用します。

## 3. 適用内容

### 3-1 サプライヤー様へのお願い

当社は、サプライヤー様に、以下の二つの面でご協力をお願い致します。

- ・サプライヤー様が、積極的に環境保全活動に取り組んでいること。
- ・当社へ納入頂く製品（納入品）の環境負荷低減が配慮されていること。

その内容は以下の通りです。

#### 3-1-1 サプライヤー様の環境保全活動に関する項目

- ①環境保全に関する企業理念があること。
- ②法令を遵守し、環境への配慮を重視していること。
- ③経営状態が健全であること。

### 3-1-2 納入品の環境負荷低減に関する項目

- ①納入される資材・一般購入物品には、禁止物質は非含有および製造工程で非使用のこと。（禁止物質は添付資料「環境関連物質リスト」を参照）以下の通り「ランク A：禁止物質（群）」と「ランク B：管理物質（群）」のカテゴリーに分けて、含有化学物質を管理します。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランク A（禁止物質（群））	当社において、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材含む）への禁止または制限されている物質（群）。	別表 1
ランク B（管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）。	別表 2

- ②省資源、省エネ、リサイクルの推進をすること。  
③包装・梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮すること。

### 3-2 製品含有化学物質管理活動について

当社は製品の開発、製造を行う事業所等における、製品含有化学物質管理活動をお願いしております。

#### 3-2-1 製品含有化学物質管理状況の報告

製品含有化学物質管理及び RoHS 指令の調査をチェックシート等により行います。

##### ①製品含有化学物質管理体制に関する調査

##### ②RoHS 指令に関する調査

調査報告は必要に応じて行い、新規サプライヤー様には取引開始時に行います。  
なお、問題ありと判断した場合は改善要請を行い、支援・指導、並びに再調査を実施します。

#### 3-2-2 調達品の含有化学物質の管理状況について

当社へ納入される製品・材料について、定める禁止物質・管理物質を含有していないこと及び管理されている状態を調査します。

#### 3-2-3 提出書類について

禁止物質についての調査書類の提出をお願いします。

##### ①成分分析データ

当社へ納入される製品・材料について、構成されている成分の分析データを提出して頂きます。頻度は新規採用時及び必要に応じて提出を求めます。

## ②不使用証明書

当社が定める禁止物質の有無、含有量などについて、不使用証明書を提出して頂きます。頻度は新規採用時及び必要に応じて提出を求めます。

なお、工程変更などの 4M 変更が発生した場合は①・②を再提出して頂きます。

### 3-2-4 その他

#### ①サプライヤー様が製造者の場合

当社に納入して頂く物品を製造するために調達する部品・材料の製造者や加工依頼をする二次サプライヤー様に対して、このガイドラインに準じて製品含有化学物質管理に取り組むよう指導し、要求事項を満たしていることを確認し、必要な支援を行って頂きます。

#### ②サプライヤー様が商社の場合

当社に納入する物品の購入先の製造者に対して、このガイドラインを伝えていただき、このガイドラインに沿った製品含有化学物質管理に取り組むようご指導願います。

また、購入先のサプライヤー様からガイドラインの充足状況に関する情報を収集して当社に提供いただきますようお願い致します。

### 3-3 紛争鉱物問題への対応

採掘や取引を通じて紛争の資金源となっているような鉱物、あるいは人権侵害、労働問題などに関連している鉱物の使用は避けていただくとともに、サプライヤー様が調達する素材や部品について紛争鉱物の使用が明らかとなった場合、速やかに同素材や部品の使用を停止するための措置をお願いします。

## 4.グリーン調達の調査協力へのお願い

### 4-1 調査内容

当社からサプライヤー様へ要望があった場合、以下の調査にご協力をお願い致します。

- (1) 環境保全活動の取り組み状況に関する調査
- (2) 化学物質含有情報の調査
- (3) 紛争鉱物問題に関する調査

## 5.附則

- (1) 本ガイドラインは社会情勢の変化などにより、随時改訂します。
- (2) 本ガイドラインに従ってサプライヤー様から提出いただいた調査結果につきましては、外部に公表することはありません。

問い合わせ先

本ガイドラインに対するお問い合わせは

大蔵工業株式会社

品質管理部 TEL 0178-62-2241

## 添付資料 環境関連物質リスト

別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	当社への納入品において禁止する時期	当社への納入品において禁止する含有濃度のしきい値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 100ppm (*1,*2)
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*1,*2)
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*1,*2)
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*1,*2)
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等）	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB 類）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*1)
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE 類）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*1)
A10	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PCB 類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 3 以上のものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部（炭素鎖長 10~13）の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス（トリブチルスズ）=オキシド（略称：TBTO）	既に禁止	意図的添加の禁止
A16	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A17	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A18	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	当社への納入品において禁止する時期	当社への納入品において禁止する含有濃度のしきい値
A19	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	既に禁止	意図的添加の禁止
A20	1,2,4,5,6,7,8,8- オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a- ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、1,4,5,6,7,8,8- ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A21	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A22	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A23	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名：DTT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A24	1,2,3,4,10,10- ヘキサクロロ-6,7- エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン（別名：ディルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A25	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン（別名：トキサフェン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A26	2,4,6-トリタシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A27	$\beta$ -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A28	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A29	ビス（クロロメチル）エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A30	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A31	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A32	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A34	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0.(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン（別名：マイレックス）	既に禁止	意図的添加の禁止



番号	物質（群）名	当社への納入品において禁止する時期	当社への納入品において禁止する含有濃度のしきい値
A35	2,2,2-トリクロロ-1,1-ピズ（4-クロロフェニル）エタノール（別名：ケルセン又はジコホル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A36	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン（別名：六塩化ブタジエン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A37	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A38	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名：PFOSF）	既に禁止	意図的添加の禁止
A39	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT 類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A40	三置換有機スズ化合物（A14,A15を除く）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*3)
A41	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	既に禁止	意図的添加の禁止
A42	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A43	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名： $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A44	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名： $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A45	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名： $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A46	クロルデコン	既に禁止	意図的添加の禁止
A47	シオクチルスズ化合物（略称：DOT）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*3)
A48	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*3)
A49	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）	即時	意図的添加の禁止
A50	ヘキサブROMシクロドデカン（略称：HBCD）	即時	意図的添加の禁止
A51	一部の多環芳香族炭化水素（PAHs）	2015年7月1日より禁止	人体に触れる部分 かつ 1ppm (*4)
A52	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（略称：DEHP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000ppm (*1)

番号	物質（群）名	当社への納入品において禁止する時期	当社への納入品において禁止する含有濃度のしきい値
A53	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm（*1）
A54	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm（*1）
A55	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	2017年1月1日より禁止	意図的添加の禁止かつ1000ppm（*1）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（\*1）禁止する含有濃度のしきい値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州 RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（\*2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で100ppmを含有濃度のしきい値とします。

（\*3）禁止する含有濃度のしきい値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。

（\*4）欧州 REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

別表2 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤（PBB類（A08）及びPBDE類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分のみ）
B06	一部のフタル酸エステル類
B07	ポリ塩化ビニル（略称：PVC）
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B11	六フッ素硫黄
B12	欧州 REACH 規則のSVHC（認可対象候補物質）（*5）
B13	赤りん（樹脂中の難燃剤用途）

（\*5）欧州 REACH 規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。

分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

以上

## 改訂記録票

制定 2014年9月1日

改訂

版数	改訂年月日	改訂理由及び内容
第2版	2015年5月29日	環境関連物質リストの見直し
第3版	2017年11月22日	製品含有化学物質管理活動について追記

大蔵工業株式会社  
品質管理部